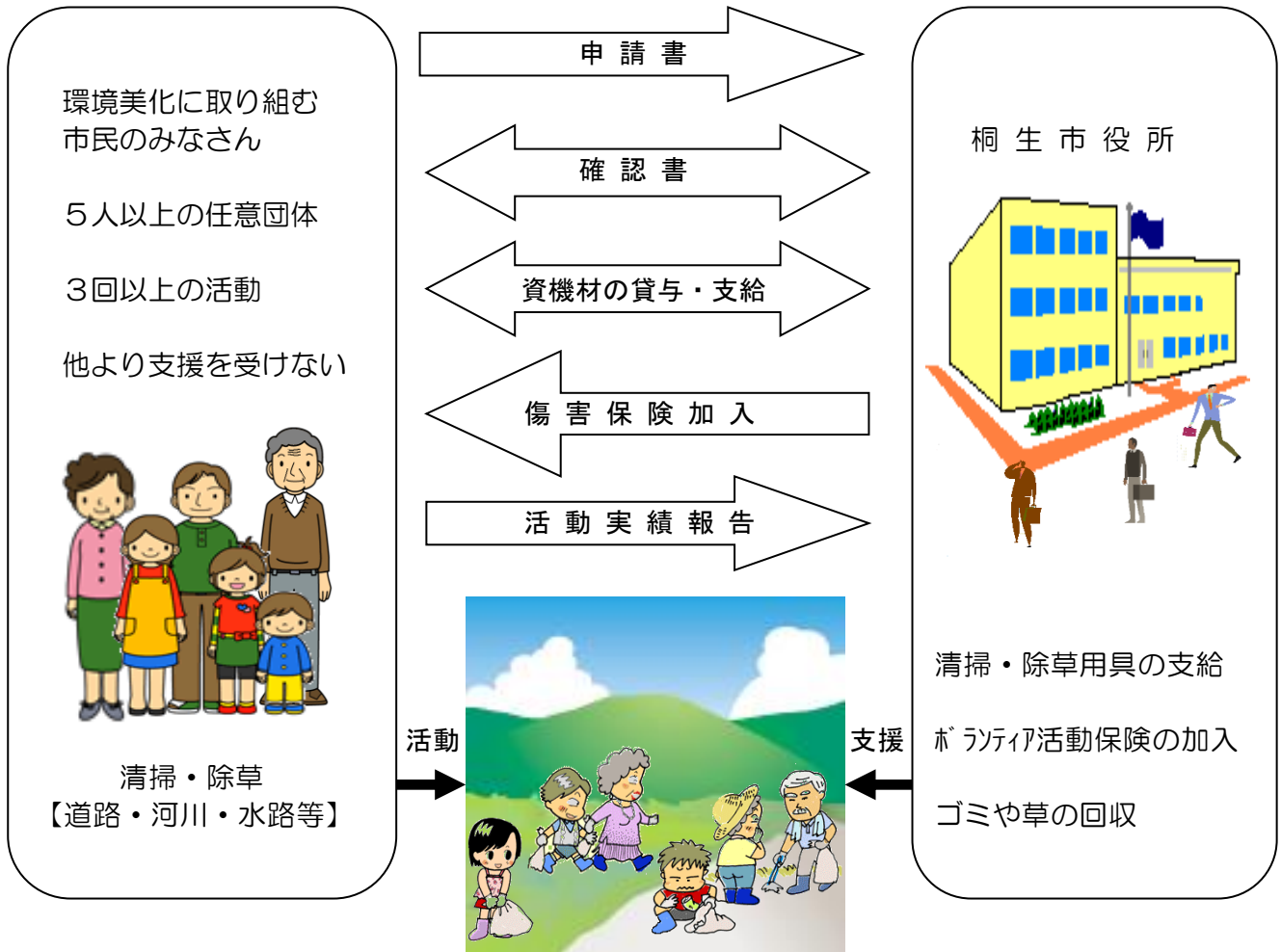


「きれいにしようよ桐生事業」 制度のご案内

～～桐生市は環境美化活動に取り組む市民のみなさんを支援します～～

【事業の趣旨】 道路・河川・水路等をボランティアとして参画する団体により、地域の美しい環境づくりを進め、環境美化に対する市民意識の高揚を図ることを目的としています。

【募集】 毎年4月に「広報きりゅう」及び桐生市ホームページにて募集いたします。



【質問】

【回答】

活動場所は？	道路・河川・水路を対象とし、活動場所は各団体が決めてください。
活動内容は？	ゴミの収集や除草です。
活動期間は？	認定された日から翌年の3月末日までに3回以上、活動してください。
登録団体は？	5人以上で他より支援を受けていない任意団体です。
申請時期は？	毎年度4月（申請書等提出）申請書類を審査し「確認書」を取り交わします。
支援内容は？	活動に必要な道具を貸与・支給します。 ・貸与品：草刈機（前日貸出・翌日返却） ・支給品：ゴミ袋、軍手、竹ぼうき、熊手、てみ、鎌、火ばさみ、鋸、草かき 収集したゴミや刈り取った草の回収を行います。 傷害保険（ボランティア活動保険）に加入します。 翌年6月に「広報きりゅう」及び桐生市ホームページに活動実績を掲載します。
ボランティア活動保険の補償内容は？	・ボランティア活動中に転んでケガをしてしまった ・活動に向かう途中、交通事故に遭ってしまった ・自転車で活動に向かう途中、誤って他人にケガをさせてしまった 上記の場合等が補償の対象となります。

担当：都市整備部 土木課